

第 4 次 福岡市子ども総合計画

(案)

福 岡 市

目 次

第 1 章 計画総論

1	計画策定の趣旨		1
2	計画策定の背景		1
	(1) 国の動き		
	(2) 福岡市の動き		
3	前計画「新・福岡市子ども総合計画」の評価		2
4	子ども・若者を取り巻く状況		3
	(1) 少子化の状況		
	(2) 人口・世帯の状況		
	(3) 子育てに関する状況		
5	計画の位置づけ等		9
	(1) 計画の位置づけ		
	(2) 計画期間		
	(3) 計画の対象		
6	計画の基本理念等		10
	(1) 基本理念		
	(2) 基本的視点		
	(3) 総合的な成果指標		
	(4) 基本目標		
7	計画の推進		13
	(1) 計画の推進体制		
	(2) 実施状況の点検・評価		

第2章 計画各論

目標1	子どもの権利を尊重する社会づくり	16
1	子どもに関する相談・支援体制の充実	20
	(1) こども総合相談センターの充実	
	(2) 区役所・地域、学校における相談・支援体制の充実	
	(3) 子ども家庭支援センターの充実	
	(4) 被害に遭った子どもの支援	
2	児童虐待防止対策	21
	(1) 未然防止	
	(2) 早期発見・早期対応	
	(3) 再発防止	
	(4) 関係機関などとの連携による支援	
	(5) 重篤事例の検証	
3	社会的養護体制の充実	23
	(1) 里親等委託（家庭養護）の推進	
	(2) 施設機能の強化	
	(3) 家庭支援機能などの充実	
	(4) 自立支援策の充実	
	(5) 人材の育成	
	(6) 子どもの権利擁護の推進	
4	障がい児支援	24
	(1) 早期発見・早期支援	
	(2) 療育・支援体制の充実強化	
	(3) 発達障がい児の支援	
5	子ども・若者の支援	26
	(1) 思春期の保健・健康教育の充実	
	(2) いじめの未然防止、不登校の子どもへの支援	
	(3) ひきこもりの子ども・若者への支援	
	(4) 子ども・若者の自立支援	
6	子どもの貧困対策	28
	(1) 教育の支援	
	(2) 生活の支援	
	(3) 保護者に対する就労の支援	
	(4) 経済的支援	
7	子どもの権利の啓発	30
8	子どもの社会参加の促進	30

目標 2 安心して生み育てられる環境づくり	32
1 幼児教育・保育の充実	37
(1) 教育・保育の提供体制の確保	
(2) 保育士などの人材確保	
(3) 多様な保育サービスの充実	
(4) 教育・保育の質の向上	
(5) 教育・保育における連携推進	
2 母と子の心と体の健康づくり	39
(1) 健康づくりの推進	
①健康診査・指導、予防接種の推進	
②情報提供や相談事業の充実	
③妊産婦などの支援の充実	
④学校などにおける健康づくり	
(2) 小児医療の充実	
(3) 食育の推進	
(4) 不妊などに悩む人への相談体制と支援	
3 ひとり親家庭への支援	41
(1) 相談・支援体制の充実	
(2) 子育てや生活支援	
(3) 就業支援	
(4) 経済的支援	
(5) 養育費の確保	
4 子育て家庭への経済的な支援	43
5 仕事と子育ての両立に向けた環境づくり	43
(1) 男女が共同で子育てを行う意識の醸成	
(2) 企業における仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の推進	
(3) 社会全体での子育て支援	
6 子育てを支援する住まいづくり・まちづくり	45
7 子どもや子育て支援に関する情報提供	45

目標 3 地域における子育ての支援と健やかな成長を支える環境づくり … 46

- 1 地域全体で子どもを育む環境づくり …… 51
 - (1) 子育て支援のネットワークづくり
 - (2) 地域における人材の育成と大学、企業、NPOなどとの連携
- 2 子どもの健やかな成長を支える取組 …… 52
 - (1) 豊かな心を育む取組の推進
 - (2) 家庭の子育て力の向上
 - (3) 放課後などの活動の場づくり
- 3 子どもの遊びや活動の場づくり …… 53
 - (1) 乳幼児親子の遊びや交流の場づくり
 - (2) 公民館や学校施設などを活用した遊びや活動の場づくり
 - (3) 外遊びの場づくり
 - (4) 子どもの視点での活動の場づくり
- 4 子ども・若者の自己形成支援 …… 55
 - (1) さまざまな体験機会の充実
 - ①国際交流活動の推進
 - ②文化芸術活動の推進
 - ③科学の体験学習の推進
 - ④自然体験活動の推進
 - ⑤スポーツ活動の推進
 - ⑥読書活動の推進
 - ⑦多様な体験活動の推進
- 5 子ども・若者の社会的自立に向けた取組 …… 58
 - (1) 主体性の醸成と職業観の育成
 - (2) 大人としての自覚の醸成
 - (3) 就労支援
- 6 子ども・若者の安全を守る取組と非行防止 …… 59
 - (1) 交通安全対策の推進と災害などへの対応
 - (2) 子どもの安全を守る取組の充実
 - (3) 非行防止
 - (4) 有害環境などへの対応

【別表】教育・保育の量の見込み及び確保方策の提供区域別一覧 …… 61

参考資料

- 1 前計画「新・福岡市子ども計画」の取組状況
- 2 子ども・子育てに関する基礎データ
- 3 子ども・子育てに関する調査結果（抜粋）

※ 検討経過等を今後追加

第1章 計画総論

1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化、都市化、核家族化の進行や共働き家庭の増加など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。そうした中、子どもたちが健やかに成長していくためには、子どもや子育て家庭を社会全体で見守り、支援していくことが、これまで以上に重要になってきました。

この「第4次福岡市子ども総合計画」は、子どもや子育てをめぐるさまざまな課題を踏まえ、より市民のニーズに即した子ども施策を総合的・計画的に推進するため、策定するものです。

2 計画策定の背景

(1) 国の動き

【子どもの権利に関すること】

- 1994（平成6）年4月、すべての子どもの人権の尊重と確保を目的とする「児童の権利に関する条約」を批准しました。
- 2000（平成12）年5月、児童虐待の禁止、虐待を受けた児童の保護、自立の支援などのため、「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されました。
- また、2013（平成25）年6月、いじめの防止等の対策を総合的・効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」が制定されました。
- 同じく2013（平成25）年6月、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されました。2014（平成26）年8月には、同法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」が定められました。
- 2014（平成26）年4月、「母子及び寡婦福祉法」が改正され、ひとり親家庭への支援の充実が図られました。また、父子家庭がおおむね母子家庭と同様に法律の支援対象と位置付けられ、名称も「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められました。

【少子化対策、子ども・子育て支援に関すること】

- 2003（平成15）年7月、次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会の形成に向けて、地方公共団体や事業主における集中的・計画的な取組を促進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。同法は、2014（平成26）年4月の改正により、2024（平成36）年度まで延長されています。
- 2003（平成15）年7月、少子化に対処するための施策を総合的に推進するため、「少子化社会対策基本法」が制定されました。2010（平成22）年1月には、同法に基づく新たな大綱として「子ども・子育てビジョン」が定められました。
- また、2013（平成25）年6月には、国の少子化社会対策会議で「少子化危機突破のための緊急対策」が決定されました。
- そして、2012（平成24）年8月、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決し、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、「子ども・子育て支援法」をはじめとする“子ども・子育て関連3法”が制定されました。同法に基づき、2015（平成27）年4月から、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、地域の子育て支援の充実を進める「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

【子ども・若者育成支援に関すること】

- ニートやひきこもりなど若者の自立をめぐる問題の深刻化や、有害情報の氾濫など、子どもや若者をめぐる状況が大変厳しい中、子ども・若者を健やかに育成し、社会生活を円滑に営むことができるようにするため、2009（平成 21）年 7 月、「子ども・若者育成支援推進法」が制定されました。また、2010（平成 22）年 7 月には、同法に基づく大綱（子ども・若者育成支援推進大綱）として「子ども・若者ビジョン」が定められました。

(2) 福岡市の動き

- 2000（平成 12）年 1 月、保健福祉、健全育成、教育など子どもに関わる行政施策を総合的に体系づけた「福岡市子ども総合計画」を策定しました。また、同年 4 月、市民局に子ども部を創設、その後、2002（平成 14）年 4 月に学校教育を除く子ども行政を保健福祉局に統合・一元化しました。
- 「次世代育成支援対策推進法」の施行を受け、同法に基づく“地域行動計画”として位置づけるため、2005（平成 17）年 3 月、子ども総合計画の見直しを行い、「福岡市子ども総合計画（次世代育成応援地域行動計画）」（前期計画）を策定しました。また、同年 4 月、次代を担う子どもが将来に夢や希望を持って成長することができるよう、次世代育成支援に集中的に取り組むため、「こども未来局」を創設しました。
- 2010（平成 22）年 3 月、再度計画の見直しを行い、「新・福岡市子ども総合計画（次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」を策定しました。
- 2015（平成 27）年 4 月から、この「第 4 次福岡市子ども総合計画」のもと、「子ども・子育て支援新制度」にも対応した施策を推進していきます。

3 前計画「新・福岡市子ども総合計画」の評価

- 「新・福岡市子ども総合計画」（計画期間：2010[平成 22]年度～2014[平成 26]年度）では、次の 4 つの計画目標を掲げ、すべての子どもと子育て家庭を支援する施策を集中的に展開するとともに、目標事業量と成果指標を設定し、進捗状況を毎年公表するなど、施策の計画的な推進に努めてきました。

【「新・福岡市子ども総合計画」の計画目標】

- 目標 1 子どもの権利を尊重する社会づくり
- 目標 2 地域における子育ての支援と健全育成の環境づくり
- 目標 3 子どもを健やかに育む学校教育の推進
- 目標 4 安心して生み育てられる環境づくり

- 児童虐待防止対策の推進や社会的養護体制の充実、保育所入所待機児童の解消、多様な保育サービスの充実、子どもの育成に関する施策の充実などに取り組み、目標事業量の約 9 割を達成しています。
- 福岡市の子育て環境満足度は、6 割を超えた水準で推移していますが、今後さらに、安心して子どもを生み育てられる環境づくりや、社会全体での子育ての支援、子どもの健やかな成長の支援に取り組んでいくことが必要です。

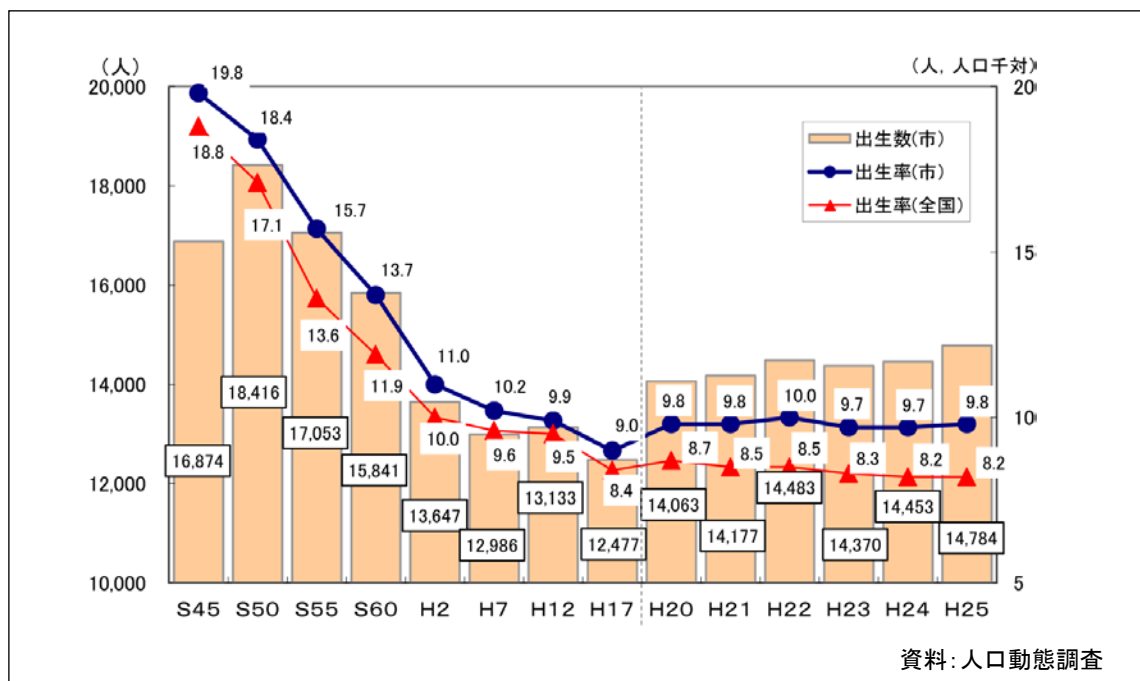
4 子ども・若者を取り巻く状況

(1) 少子化の状況

① 出生数と出生率の推移

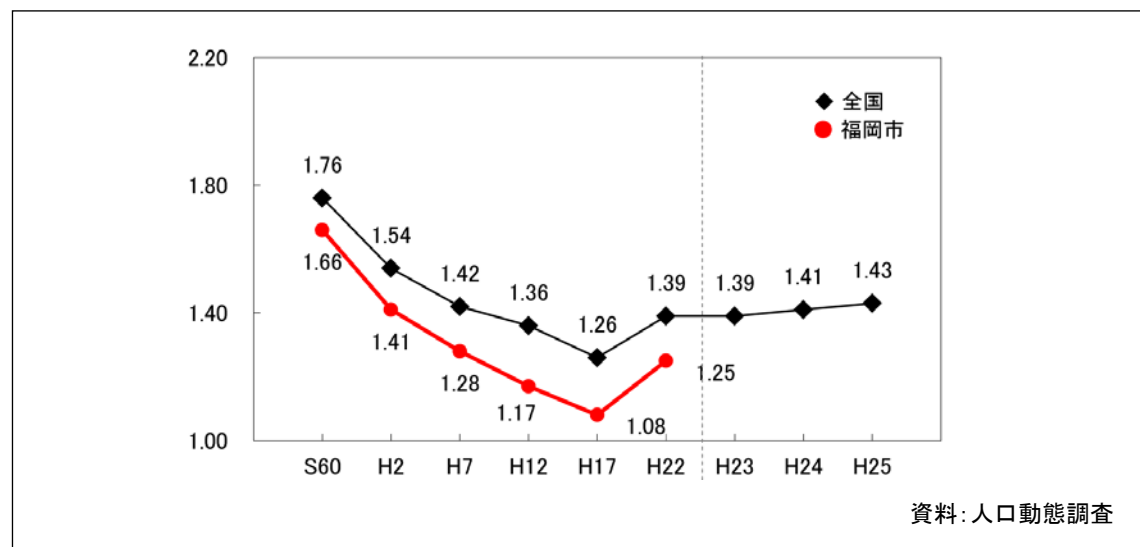
福岡市の出生数は、1990（平成2）年ごろからほぼ13,000人台の横ばいで推移してきましたが、直近の6年間は14,000人台で推移しています。

出生率（人口1,000人あたりの出生数）は全国と比較すると高い状況にあります。



② 福岡市と全国の合計特殊出生率の推移

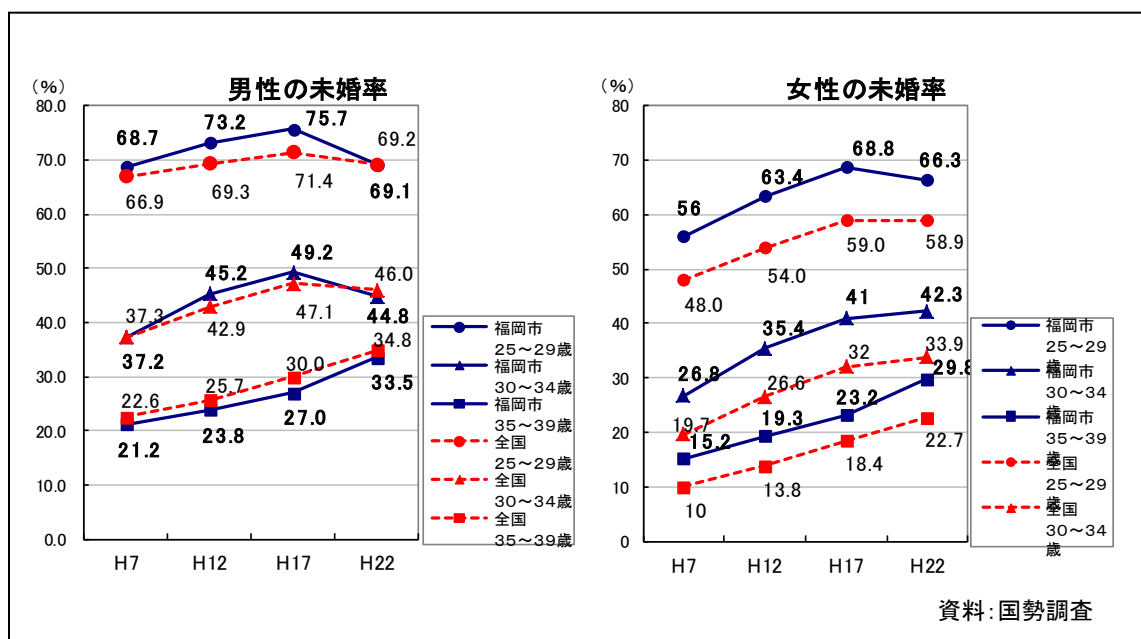
福岡市の合計特殊出生率は、2005（平成17）年に比べ2010（平成22）年は0.17ポイント上昇していますが、全国値と比較すると、1990（平成2）年以降0.13～0.19ポイント低い値で推移しています。福岡市は、若い未婚の女性が多いことなどから、合計特殊出生率は低くなっていると考えられます。



注）合計特殊出生率とは：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年齢別出生率で一生涯に生むとしたときの子どもの数。

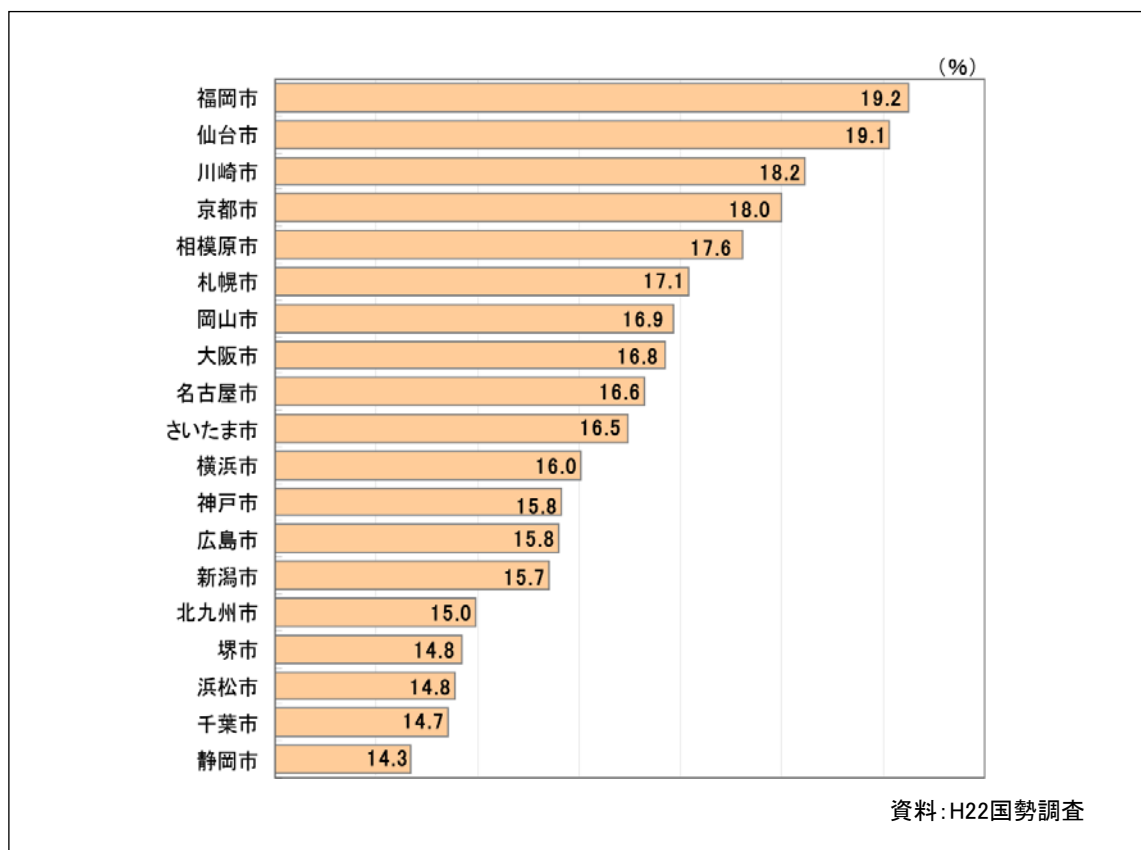
③ 福岡市の未婚率の推移

福岡市の未婚率は、全国と同様、男女ともに上昇傾向にあります。なお、女性は、全国平均より大幅に高い値となっています。



④ 政令指定都市の若者率

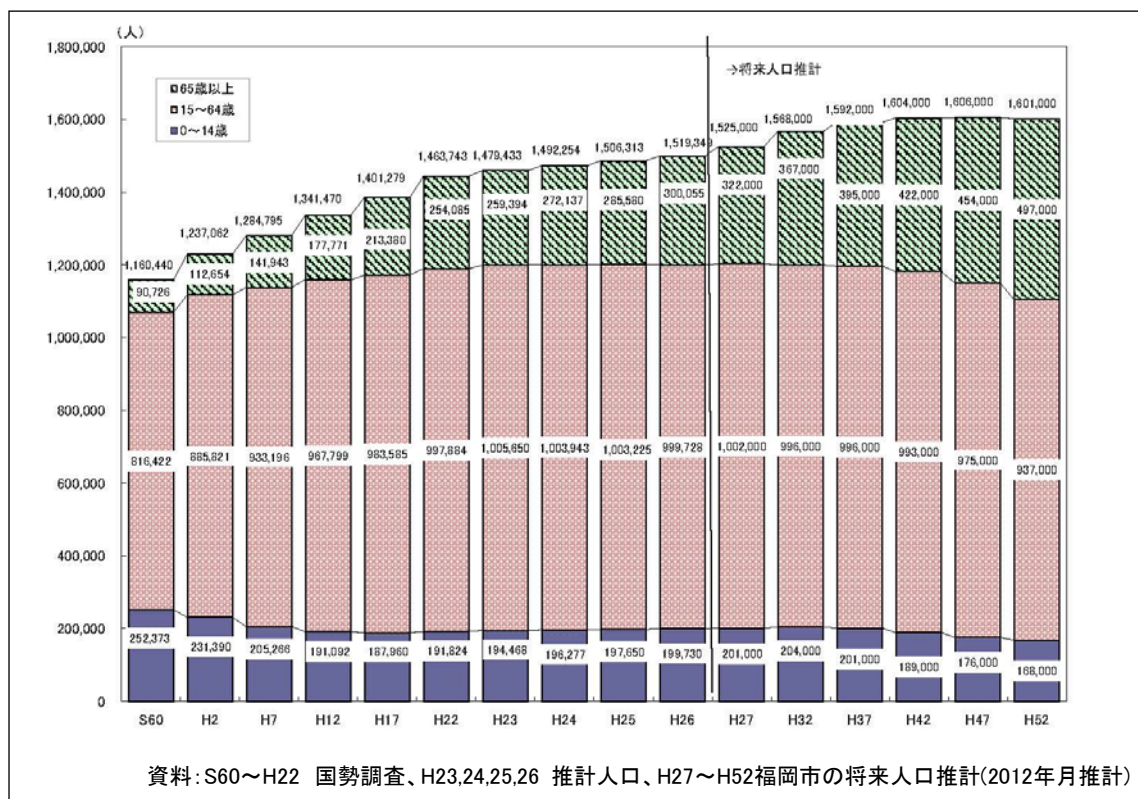
福岡市の若者率（15～29歳の人口÷総人口）は、19の政令指定都市中1位です。



(2) 人口・世帯の状況

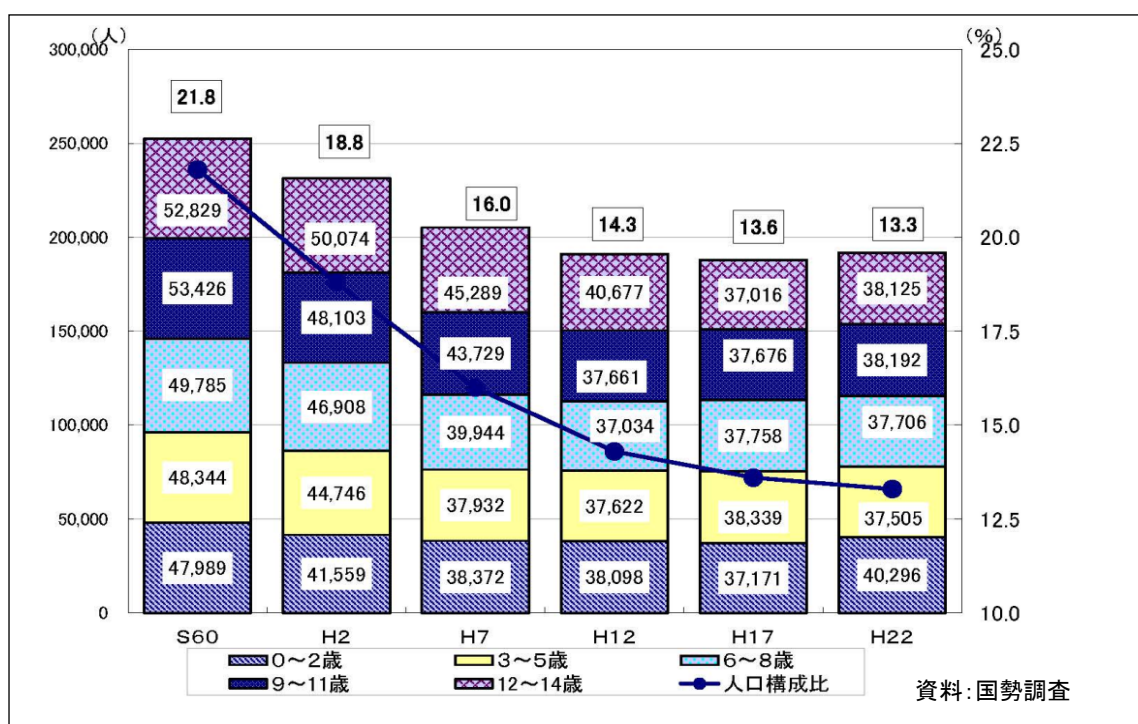
① 福岡市の人口と年齢構成の推移

福岡市の人口は増加傾向にありますますが、今後、2035（平成 47）年頃をピークに減少に向かうと予測されています。



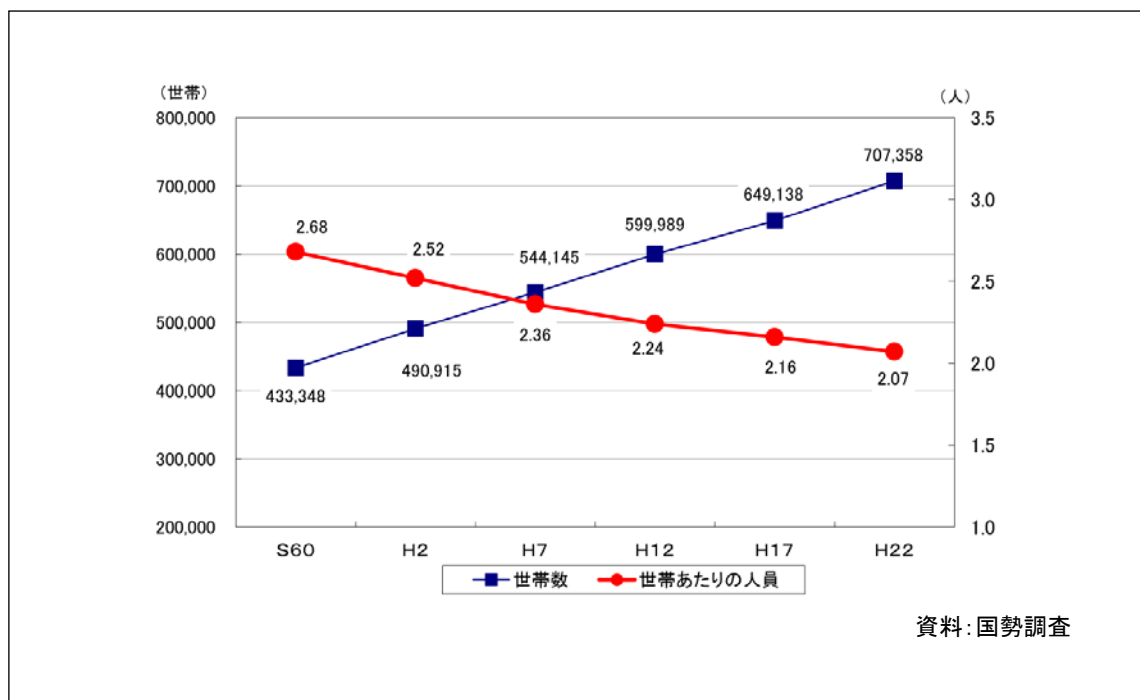
② 福岡市の 15 歳未満人口内訳と構成率の推移

全人口に占める年少人口（0～14 歳）の割合は、2005（平成 17）年まで減少の傾向が続き、以降は横ばいとなっています。



③ 福岡市の世帯数及び一世帯あたりの平均世帯人員の推移

福岡市の世帯数は増加傾向にあります、一世帯あたりの平均世帯人員は減少傾向となっており、世帯規模の縮小が進んでいます。



④ 福岡市の家族類型別の一般世帯数の割合

家族類型別の一般世帯数の割合を見ると、夫婦と子ども世帯の割合が減少し、非親族・単独世帯が増加するなど、少人数の世帯の割合が増加しています。

